

令和2年11月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和2年11月5日（木）午前9時30分より、臼杵市役所 野津庁舎3階会議室において、会長が11月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

2番 堀 京子 委員 4番 藤嶋 祐美 委員 5番 平山 勝丈 委員 6番 佐藤 幸子 委員

7番 柳井 博之 委員 8番 城野 幸司 委員 10番 小橋 勇二 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

1番 野上 政憲 委員 3番 内藤 康弘 委員 9番 陶山 秀明 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第61号 非農地証明願いについて

議案第62号 農用地利用集積計画の決定について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず始めに、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は1番 野上 政憲委員、3番 内藤 康弘委員、9番の陶山 秀明委員の3名が欠席となっております。

出席委員は9名となり、よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数を超しておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号4番 藤嶋 祐美委員と、議席番号5番 平山 勝丈委員に議事録署名をお願い致します。
ただいまから議案審議に入ります。
議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページとなります。

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和2年11月5日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号1、田 294 m² 他3筆 合計980 m² について、売買により所有権を移転するものです。尚、この案件については空き家バンク制度を利用した申請となります。

以上3条申請1件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。10月23日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

平山委員 私、平山より、10月23日に実施しました議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。

番号1の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の田と1筆の畑で、田は草刈りにより管理され、畑では一部で野菜が栽培されています。許可後は田ではソバを、畑では露地野菜を栽培するそうです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、地元の推進委員さんより報告をお願い致します。第5地区、安東推進委員さん。

安 東 第5地区、推進委員の安東です。

推進委員 番号1の申請地は、所有している空き家バンク物件とともに、田及び畑についても売買により所有権を取得するものです。ソバと露地野菜を栽培するとのことで、特に問題はないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4ページとなります。

議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和2年11月5日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号1、畑 381 m² 外1筆 合計499 m² について、所有権の移転を行い、一般住宅として利用するものです。

農地の区分は2種農地となります。

番号2、畑 251 m² について、所有権の移転を行い、一般住宅として利用するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号3、畑 423 m² について、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。農地の区分は2種農地となります。

番号4、畑 137 m² について、所有権を移転し、車両の転回場所として利用するものです。農地の区分は2種農地となります。

以上、5条申請4件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請4件についてご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

佐藤幸私、佐藤より、10月23日に事務局の首藤さん、平山委員さん、担当地区の委員さんとともに実施しました議案第60号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

委員 番号1は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は2筆の畑で、トラクターなどにより管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は一部分が菜園として利用されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3は使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4は、所有権を取得し、車両の転回場として利用するものです。

工場がすぐ近くにあり、周辺の道路が狭いことから離合などできるようにしたいとのこと。申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きます、地元の推進委員さんからの報告をお願い致します。第3地区の足立推進委員さん。

足 立 第3地区、推進委員の足立です。

推進委員 番号1は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

この土地に関しては、先般、農用地からの除外ができ、今回申請となったものです。特に、転用に際し問題はないと思われま

議 長 続きます、第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号2は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は一部分が菜園として利用されています。申請地は住宅地の中にあり、特に周辺の農業に影響を及ぼすことは無いと思われま

議 長 続きます、第14地区の栗津推進委員さん。

栗 津 第14地区、推進委員の栗津です。

推進委員 番号3は、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。周囲に直接接する農地も無いので、特に問題はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第61号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

次 長 8ページとなります。

議案第61号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和2年11月5日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号1、畑 115㎡ については、永年耕作されず、山林原野化した土地となります。

チェックリストについては、③の荒廃化し農地に復元しても周囲の状況から、継続して農地の利用ができない土地に該当し、アからオの要件を満たしている土地に該当します。

番号2、田 1,504 m² については、永年耕作されず、山林原野化した土地となります。

チェックリストについては、③の荒廃化し農地に復元しても周囲の状況から、継続して農地の利用ができない土地に該当し、アからオの要件を満たしている土地に該当します。

番号3、畑 323 m² 他47筆 合計面積 11,622.34 m² については、昭和55年頃より耕作されず山林原野化した土地になります。

チェックリストについては、③の荒廃化し農地に復元することが困難な土地に該当し、アからオの要件を満たしている土地に該当します。

尚、この案件についての補足ですが、数年前の利用状況調査において委員より非農地と判断されていましたが、当時所有者より「非農地にしない旨の申し出があり」現在に至っております。今回は所有者より非農地証明願いの申請があった土地となります。

以上、非農地証明願3件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、質疑ありませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第61号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 —「全員挙手」—

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第61号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第62号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 14 ページとなります。

議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 2 年 11 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 11 号）「令和 2 年 11 月 5 日公告予定」です。1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は令和 2 年 10 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。説明については 1 ページの合計で説明します。田については、15,028 ㎡、21 筆です。畑については、47,318 ㎡、19 筆です。合計面積は、62,346 ㎡、40 筆です。

次に貸手、借手ですが、貸し手が 17 名に對しまして、借り手も 17 名となります。

以上、簡単ではございますが、令和 2 年 11 月 5 日公告予定の農用地利用集積計画（第 11 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に對しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。